

毎週火・金曜日発行

# 山口県報

令和2年  
6月2日  
(火曜日)

## 目次

- 告示
  - 生活保護法の規定に基づく指定医療機関の廃止の届出(厚政課).....一
  - 生活保護法の規定に基づく医療機関の指定(厚政課).....二
  - 道路の区域の変更(道路整備課).....二
  - 海岸保全区域の指定に関する告示の一部改正(河川課).....二
- 公告
  - 県営肥田地区農業競争力強化農地整備事業計画書の縦覧(農村整備課).....三
  - 県営小野(下)地区農村地域防災減災事業計画書の縦覧(農村整備課).....三
  - 県営奈美地区農業競争力強化農地整備事業計画書の縦覧(農村整備課).....三
  - 県営大迫堤地区農村地域防災減災事業計画書の縦覧(農村整備課).....三
  - 県営泉3地区農村地域防災減災事業計画書の縦覧(農村整備課).....三
- 選管告示
  - 政治団体の名称等.....四
  - 政治団体の異動事項.....四
  - 解散等に係る政治団体の名称等.....五
- 監査告示
  - 外部監査人の補助者の氏名等.....五



### 山口県告示第百九十二号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

令和二年六月二日

山口県知事 村岡 嗣 政

名 医	称 療	所 在 地	廃 止 年 月 日
ささい小児科		宇部市東小羽山町四丁目一番二号	令和二、三、三一
重松整形外科医院		宇部市東小羽山町四丁目一番二号	令和二、三、三一
上宇部こどもクリニック		宇部市東小羽山町四丁目一番二号	令和二、三、三一
わかまつ皮ふ科クリニック		常盤台一丁目二〇番二号	令和二、三、三一
医療法人かわの循環器科医院		萩市大字土原五四五の二	令和二、三、三一
医療法人生山会俵山病院		下松市生野屋西二丁目三番一三三	令和二、三、三一
柳井市立平郡診療所		長門市俵山四九二の一	令和二、三、三一
森岡医院		柳井市平郡一八四三	令和二、三、三一
周防大島町立橋病院		周南市新宿通五丁目一番三七号	令和二、三、三一
立歯科診療所		大島郡周防大島町大字西安下庄三九二〇の一七	令和二、三、三一
あい歯科クリニック		宇部市五十目山町一五番八号	令和二、三、三一
水西薬局		防府市高倉二丁目五番三五号	令和二、三、三一
		岩国市川西二丁目七番四九号	令和二、三、三一

### 山口県告示第百九十三号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和二年六月二日

山口県知事 村岡 嗣 政

名 医	称 療	所 在 地	指 定 年 月 日
医療法人わかまつ皮ふ科クリニック		萩市大字土原五四五の二	令和二、四、一
鈴川内科クリニック		岩国市門前町三丁目一番三三三	令和二、四、一
医療法人生山会たわらやま診療所		長門市俵山四九二の一	令和二、四、一
柳井市立平郡診療所		柳井市平郡一八二四の一	令和二、四、一
周防大島町立橋病院		大島郡周防大島町大字西安下庄三九二〇の一七	令和二、四、一

医療生活協同組合健文会協 宇部市五十目山町一六番四二号 〃  
 立歯科 〃  
 あい歯科クリニック 防府市高倉二丁目五番三五号 〃  
 椿東中央薬局 萩市大字椿東二八六三の一五 〃  
 〃 〃 五、 〃

指定訪問看護事業者等 訪問看護ステーション等 指定年月日  
 名称 主たる事務所 所在地  
 株式会社きわな 宇部市大字際波 きわなみ訪問看護ステーション 宇部市大字際波 令和二、  
 七二五の六 七二五の六 〃 一、 一

山口県告示第百九十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和二年六月二日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

令和二年六月二日

山口県知事 村岡 嗣 政

道路の種類 県道  
 路線名 安岡港長府線  
 道路の区域

区 間	旧新別		敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
	新	旧			
先 下関市大字蒲生野字原九九四の五地	最狭 一一・五・二〇	最狭 一七・五・八		一〇・四	

山口県告示第百九十五号

海岸保全区域の指定に関する告示（昭和三十六年山口県告示第二百七十七号）の一部を次のように改正する。

令和二年六月二日

山口県知事 村岡 嗣 政

二 山口県山口北沿岸豊北海岸土井ヶ浜地区海岸に関する部分を次のように改める。  
 二 (一) 海岸の名称  
 山口県山口北沿岸豊北海岸土井ヶ浜地区海岸

(二) 指定地区

基点一、二、三、四、五、六、七、八の各点を順次結んだ線及び基点八、補助点八の一、一の一、一の一、基点一の各点を順次結んだ線によつて囲まれた区域  
 点の位置

基点

- 一 下関市豊北町大字神田上字恋川六二八番地の標柱の位置（北緯三四度一八分二秒東経一三〇度五三分一一秒）
- 二 基点一から一七〇度一三六メートルの点
- 三 基点二から一八三度一四五メートルの点
- 四 基点三から二三度八一メートルの点
- 五 基点四から二〇〇度二四〇メートルの点
- 六 基点五から二二一度二六分二七秒四一五・一メートルの点
- 七 基点六から二五二度二〇分一五秒二二一・四メートルの点
- 八 基点七から三一四度一一三メートルの点

補助点

- 一の一 基点一から二九一度一〇〇メートルの点
- 一の二 基点一から二八一度二三六メートルの点
- 八の一 基点八から三三八度二二一メートルの点

注 1 基点一の経緯度は、測量法及び水路業務法の一部を改正する法律（平成十三年法律第五十三号）による改正後の測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十一条の基準に従つて測定したものである。

2 方位は、真方位とする。



(一二四) 県営肥田地区農業競争力強化農地整備事業計画書の縦覧

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、県営肥田地区農業競争力強化農地整備事業を行うための土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

令和二年六月二日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 縦覧に供する書類

県営肥田地区農業競争力強化農地整備事業計画書の写し

二 縦覧の期間

令和二年六月三日から同月二十二日まで

三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課

(一二五) 県営小野（下）地区農村地域防災減災事業計画書の縦覧

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、県営小野（下）地区農村地域防災減災事業を行うための土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

令和二年六月二日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 縦覧に供する書類

県営小野（下）地区農村地域防災減災事業計画書の写し

二 縦覧の期間

令和二年六月三日から同月二十二日まで

三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課

(一二六) 県営奈美地区農業競争力強化農地整備事業計画書の縦覧

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、県営奈美地区農業競争力強化農地整備事業を行うための土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

令和二年六月二日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 縦覧に供する書類

県営奈美地区農業競争力強化農地整備事業計画書の写し

二 縦覧の期間

令和二年六月三日から同月二十二日まで

三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課

(一二七) 県営大迫堤地区農村地域防災減災事業計画書の縦覧

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、県営大迫堤地区農村地域防災減災事業を行うための土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

令和二年六月二日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 縦覧に供する書類

県営大迫堤地区農村地域防災減災事業計画書の写し

二 縦覧の期間

令和二年六月三日から同月二十二日まで

三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課

(一二八) 県営泉3地区農村地域防災減災事業計画書の縦覧

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、県営泉3地区農村地域防災減災事業を行うための土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

令和二年六月二日

山口県知事 村岡嗣政

- 一 縦覧に供する書類  
県管東3地区農村地域防災減災事業計画書の写し
- 二 縦覧の期間  
令和二年六月三日から同月二十二日まで
- 三 縦覧の場所  
山口県農林水産部農村整備課



山口県選挙管理委員会告示第四十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定による届出があった政治団体の名称等は、次のとおりである。

令和二年六月二日

山口県選挙管理委員会委員長 田中一郎

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	その他の事項	備考 (届出年月日)
阿部かなこ後援会	阿部果奈子	北村智恵子	山口市徳地八坂431		令和2、22
田中あきら後援会	田中 昭	田中 和恵	周南市福川3丁目4番8号		” /
西村博太郎後援会	西村 寿美	西村 寿美	光市中央2丁目 / 番6号		” / 30

山口県選挙管理委員会告示第四十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定による届出があった政治団体の異動事項は、次のとおりである。

令和二年六月二日

山口県選挙管理委員会委員長 田中一郎

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	異動内容		備考 (異動年月日)
			新	旧	
自由民主党五省支部	友田 有	事務所	下関市岬之町8番6号	下関市岬之町11番20号	令和2、10
自由民主党豊浦支部	高瀬 利也	会計責任者	戸澤 昭夫	林 透	” 4、 /
自由民主党光支部	河野 亨	事務所	魚本 辰徳	田中 孝	” ”
自由民主党薬剤師支部	吉田 力久	代表者	吉田 力久	中原 靖明	” ”
自由民主党山口県光市第一支部	河野 亨	事務所	魚本 辰徳	田中 孝	” ”
岩田淳司後援会	岡本 修二	事務所	周南市大字久米278の3	周南市大字久米1120の4	” ”
政経フォーラム21	樋口 晋也	事務所	山陽小野田市大字小野田3929	山陽小野田市大字小野田840の3	令和元、”
田村勇一後援会	藤井 竜也	代表者	藤井 竜也	笹木 恵洋	令和2、17
西村のりはる後援会	西村 寿美	事務所	光市光井8丁目8番8号	光市中央2丁目 / 番6号	” / 29
山口県作業療法士連盟	岩本 晋一	代表者	岩本 晋一	小田 美恵	” /
山口県藤井基之薬剤師後援会	吉田 力久	代表者	吉田 力久	中原 靖明	” ”
		会計責任者	寺戸 功	西村 正広	
山口県本田あきこ後援会	”	代表者	吉田 力久	中原 靖明	” ”
		会計責任者	寺戸 功	西村 正広	

山口県薬剤師連盟		代 表 者	吉田 力久	中原 靖明
〃	〃	会計責任者	寺戸 功	西村 正広
〃	〃	〃	〃	〃

山口県選挙管理委員会告示第四十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による届出があつた解散等に係る政治団体の名称等は、次のとおりである。

令和二年六月二日

山口県選挙管理委員会委員長 田 中 一 郎

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日
岩本あきなか後援会	佐藤 勝美	長嶺 敏行	美祿市美東町綾木/82	令和2、27
おかざきなみ子後援会	岡崎南海子	岡崎南海子	熊毛郡田布施町下田布施3119の1	平成30、31 12、31
中元みのる後援会	中元 稔	中元 伸一	山陽小野田市大字小野田298の5	令和2、〃 3、〃



山口県監査委員告示第一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十二第二項に規定する監査の事務を補助する者の氏名及び住所並びに当該者が当該事務を補助できる期間は、次のとおりである。

令和二年六月二日

山口県監査委員

氏 名 住 所 期 間

品川 充洋 岩国市今津町六丁目九番一〇―二号 令和二年六月二日から令和三年三月三十一日まで

村田 治子 山陽小野田市大字東高泊四一二の一 〃

- 水谷 公威 周南市住崎町三番二〇―四〇七号 〃
- 花井 宏行 岩国市麻里布町一丁目八番九五―一〇〇―一号 〃
- 天羽 亮介 元町一丁目六番一〇―六〇五号 〃
- 上條 玲 山口市惣大夫町一番一五―二二〇―一号 〃
- 蘭 顕紹 長門市油谷伊上六五 〃

令和二年六月二日  
印刷発行

発行人  
所

山口県  
知事  
庁